

由布市農畜産業再生産緊急対策事業 よくある質問

令和4年8月1日現在

1. 補助対象者について

(1) 認定農業者などに向けた対策について

質 問	回 答
①認定農業者などに向けた対策には作付面積の採択基準はあるのですか。	①認定農業者などに向けた対策については、作付面積に関する採択基準はございません。
②由布市以外で認定農業者もしくは認定新規就農者に認定されている場合、対象者となりますか。	②由布市以外で認定されている方は対象となりません。
③令和3年の途中で、由布市より認定農業者として認定された場合、対象者となりますか。	③令和3年時点で由布市より認定を受けていれば、対象となります。
④由布市より認定農業者に認定されているのですが、由布市外に農地を所有している、もしくは借りて農業を営んでいる場合、対象者となりますか。	④基本的には、補助対象者となりますが、由布市外で農業を営んでいることが分かる書類（確定申告書や農地に関する契約書、営農計画書など）をご提出頂く場合がございます。
⑤以前、由布市より認定農業者に認定されていたのですが、現在、認定が切れている場合、対象者となりますか。	⑤令和3年時点で由布市より認定を受けていることが基準となりますので、認定農業者などに向けた対策では対象者となりません。その他農業者に向けた対策の活用をご検討ください。

(2) その他農業者に向けた対策について

質 問	回 答
①専業農家でないと申請できないのですか。	①基本的には、作付面積等の採択基準を満たしていれば、兼業農家の方も補助対象者となりますが、交付申請書（営農計画書等）により判断させていただきます。
②由布市に住民登録していないが、由布市内で農地を所有もしくは借りて農業を営んでいる場合、対象者となりますか。	②由布市に住民登録がある農畜産業の事業者（法人にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有するもの）が対象となります。
③主食用水稲、露地野菜、肉用牛(繁殖)を複合で経営している場合、補助の考え方を教えてください。	③複合経営の場合、それぞれの採択基準を満たせば、補助の対象となります。 (例) 主食用水稲(作付面積 50a)、露地野菜(作付面積 40a)、肉用牛(繁殖)を複合で経営している場合 →主食用水稲は作付面積 50a 以上なので対象 →露地野菜は作付面積 50a 未満なので対象外 →肉用牛については、配合飼料価格安定制度に加入しており、かつ令和3年度に増頭していれば対象

(2) その他農業者対策（続き）

質 問	回 答
④賃借契約をしていない農地は基準の対象となりますか。	④その農地で農業を営んでいることが分かる書類（営農計画書や中山間地域等直接支払交付金に係る活動計画書など）により判断させていただきます。
⑤草刈り等、維持管理のみ行っている農地は、対象となりますか	⑤営農に係る生産資材に対する支援ですので、維持管理のみ行う農地は対象なりません。
⑥法人格を持たない集落営農組合の場合、主食用水稲の面積上限は個人と同じ2haですか。	⑥面積の上限は2haとなります。

2. 申請手続きについて

質 問	回 答
①申込はどのようにすればよいですか	①記入例等を参考に、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、令和5年2月28日(火)までに、農政課にご提出(持参又は郵送)ください。 なお、交付申請書の様式については、市公式ホームページよりダウンロードするか、農政課(庄内)、お近くの振興局(挾間及び湯布院の地域整備課)にてお受け取り下さい。
②交付申請書に添付しなければならない書類はありますか	②作付面積や購入した生産資材費などを確認するため、交付申請書に以下の書類を添付してもらうこととしております。 <u>認定農業者・認定新規就農者</u> 認定証、確定申告書(R3年)、所得証明(R3年)、免許証など本人確認できるもの <u>主食用水稲栽培農家</u> 営農計画書(R3年)、確定申告書(R3年)、所得証明(R3年)、免許証など本人確認できるもの <u>園芸品目栽培農家</u> 営農計画書などR3年の作付面積が分かる書類、確定申告書(R3年)、所得証明(R3年)、免許証など本人確認できるもの <u>増頭畜産農家</u> R3年度に増頭したことが分かる書類、免許証など本人確認できるもの <u>配合飼料価格安定制度未加入者</u> 免許証など本人確認できるもの

3. 交付について

質 問	回 答
①振込日などの連絡はありますか	①銀行口座等への振込をもって通知に代えさせていただきます。なお、振込の際は「ユシウセイカ」もしくは「ユシ」と記帳されます。

4. その他

質 問	回 答
①由布市農畜産業再生産緊急対策事業補助金は課税の対象となりますか	①法人は法人税、個人事業主は所得税又は住民税の課税対象となります。課税所得を計算する際は、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入してください。 個人事業主の場合、「事業所得」の雑収入として算入することになると思われませんが、詳しくは税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。